

住民税の基礎知識

3-1

住民税は、原則として「個人の前年の所得」に対して課税され、毎年1月1日時点で住所を有する都道府県と市区町村に対して納めます。所得税は納税者が自ら所得と税額を計算する申告納税方式が原則ですが、住民税の場合は都道府県や

市区町村が税額を計算し、納税者に通知する賦課課税方式となっています。したがって納税者は、送付された納税通知書に記載された金額を納付すればよいことになります。

5種類の住民税

住民税には均等割・所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割の5種類があり、課税対象者や課税方法が異なります。このうち、利子割・配当割・株式等譲渡所得割は道府県民税のみ課税されます。

◆(1) 均等割

均等割とは、条例で定められる一定基準以上の所得がある納税者について、所得金額の多少に関係なく均一にかけられる税金です。地方税法などでは、標準税率が下のように規定されています。標準

税率とは通常よるべき税率のことです。したがって、財政上の必要などから条例で異なる税率を定めることもでき、実際に標準税率と異なる税率の自治体もあります。

なお、住所地以外の市町村にも事務所、事業所または家屋敷（自己または家族の居住の目的で住所地以外の場所に設けた独立性のある住宅）を持っている場合は、その所在地でも均等割を納付する必要があります。

●均等割の標準税率

	本則	平成26年度～平成35年度
市町村民税（特別区民税）	年額3,000円	年額3,500円
道府県民税（都民税）	年額1,000円	年額1,500円

◆(2) 所得割

所得割とは、納税者の前年の所得金額に応じて課税されるものです（前年所得課税）。税額の計算は、①各種所得金額から基礎控除・配偶者控除などの所得控除の額を差し引き、②これに各種所得の税率を適用して算出税額を求めます（総

合課税の所得に対する税率は一律10%（市町村民税6%、道府県民税4%）です。そして、配当控除や外国税額控除などの適用があれば、算出税額からこの税額控除の額を差し引いて、最終的な所得割の税額を求めます。基本的な仕組みは所得税と同じですから、計算の流れは

26ページ「所得税計算の流れ」で確認して下さい。

もっとも、所得割と所得税は全く同じというわけではなく、いくつか異なる点もあります。57ページのQ & Aも参照して下さい。

●利子割の対象となるもの

- ・預貯金の利子
 - ・一般公社債の利子
 - ・私募公社債投資信託の収益分配金
 - ・金融類似商品の収益
- など

◆(4) 配当割

配当割は、原則として、所得税の15.315%の源泉徴収が行われた後、所得税の確定申告をするか否かを選択できる

配当所得（および利子所得）について住民税の特別徴収を行うものです。道府県民税として、下表の収入金額に対して5%の税率で課税します。

●配当割の対象となるもの

- ・上場株式の配当（大口株主が受け取るものを除く）
 - ・公募株式投資信託の収益分配金
 - ・公募会社型投資信託（オープン・エンド型に限る）の配当
 - ・特定公社債の利子
 - ・公募公社債投資信託の収益分配金
 - ・割引債の償還差益のうち一定のもの*
- など

※ 割引債の償還差益のうち、特定口座に受け入れられているものおよび平成27年12月31日までに発行され発行時源泉徴収が行われたものについては配当割の課税対象となりません。また、割引債の償還差益につき配当割が課税される場合、他の配当割が課税される利子所得・配当所得とは異なり、確定申告が必要です。

上場株式等の配当所得について、確定申告を行った場合、住民税では所得割が課税されます。総合課税を選択した場合は10%（市町村民税6%、道府県民税4%）の税率が適用されます。申告分離課税を選択した場合は、5%（市町村民税3%、道府県民税2%）の税率が適用されます。

平成28年1月1日以後に支払われる上場株式等の利子所得について、確定申告を行った場合、住民税では所得割が課税され、5%（市町村民税3%、道府県民

税2%）の税率が適用されます。

確定申告を行った場合、配当割として特別徴収された金額は配当割額控除として所得割から控除されます。所得割から控除しきれない場合は均等割から控除し、なお控除しきれない場合は還付されます。

◆(5) 株式等譲渡所得割

特定口座での上場株式等の譲渡益の所得税について源泉徴収を選択した場合、住民税の特別徴収も行われます。これが株式等譲渡所得割です。特定口座内での

上場株式等の譲渡により発生した一定の譲渡益に対し、道府県民税として5%の税率で徴収されます。特定口座で源泉徴収を選択していれば、申告が不要になります。

確定申告を行った場合は、所得割として5%（市町村民税3%、道府県民税2%）の税率で課税されます。株式等譲渡所得割として特別徴収された金額は株式等譲渡所得割額控除として所得割から控除されます。所得割から控除しきれない場合は均等割から控除し、なお控除しき

れない場合は還付されます。

以上5つの住民税のうち、利子割は特別徴収で課税関係が終了する源泉分離課税であり、配当割や株式等譲渡所得割についても、申告不要を選択した場合には実質的に源泉分離課税と同様の取扱いとなります。

住民税の中では所得割の計算が最も複雑ですので、57ページ以降で所得割の計算方法を説明します。

住民税が課税されない人とは

■ 均等割と所得割が非課税になる人

下の①～③の条件に該当する人は、均等割と所得割（ただし、分離課税となる

退職所得の所得割は除きます）が非課税になります。

- ①生活保護法による生活扶助を受けている人
- ②障害者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の人
- ③所得割が課税されない人のうち、前年の合計所得金額が一定額以下の人

■ 所得割のみ非課税になる人

以下の条件に該当する人は、所得割（分離課税となる退職所得の所得割を除く）

が非課税になります。ただし、均等割は課税されます。

前年の合計所得金額（総所得金額＋退職所得金額^{※1}などの分離課税の所得金額） \leq （本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計人数） \times 最高35万円＋最高32万円^{※2}

※1 前年に現年所得課税された退職所得は除きます。

※2 控除対象配偶者または扶養親族がいる場合のみ加算されます。